

政務活動費の手引き



モエレ沼公園 ガラスのピラミッド

令和7年（2025年）7月

札幌市議会

< 本手引きの目的 > … 政務活動費を適正に使用するために

会派や議員は、交付された政務活動費を条例・規則・要領で定められた使途基準に基づき使用することとなっています。

しかし、実際の使用に当たって、使途基準に合致しているのかどうかの判断が難しいケースがあることも事実です。

そこで、判断に誤りがなく適正に使用できるように、判例や他都市の実例などを研究し、十分に議論を尽くした具体事例を本手引きによって示しています。

本手引きは、大きく分けて次の4部から構成されています。

「総 論」… 政務活動費の概要と根拠法令等を示し、交付から収支報告までの流れを記載しています。

「使用編」… 前半部分では政務活動費を使用する際の原則を確認しています。また、後半部分では使途項目ごとに事例を取り上げ、判断基準を示しています。

「報告編」… 政務活動費の収支報告の方法と、関係書類の整備に当たっての留意事項を示しています。

「資料編」… 巻末資料集として、政務活動費に関する条例・規則・要領・要綱を収録しています。

< 目次 >

【総 論】	1
1 政務活動費の概要	2
(1) 政務活動費とは	2
(2) 根拠法令・関係規定	2
(3) 交付の概要	2
2 政務活動費の交付から収支報告までの流れ	3
【使用編】	5
1 政務活動費支出の原則	6
(1) 政務活動費執行に当たっての原則	6
(2) 支出対象外の経費（要領第3条）	6
(3) 按分による支出（要領第4条など）	6
(4) 旅費の原則（要領第4条第4項）	8
(5) 備品について（要領第4条第13項）	8
2 政務活動費を充てることができる経費	10
3 支出の事例	11
<索引>	11
(1) 調査研究費	13
(2) 研修費	18
(3) 広報広聴費	20
(4) 要請陳情活動費	22
(5) 会議費	23
(6) 資料作成費	25
(7) 資料購入費	26
(8) 人件費	27
(9) 事務所費	28
【報告編】	33
1 領収書等の受領	34
(1) 領収書の注意点	34
(2) 領収書以外（レシートなど）の注意点	35

2 政務活動費領収書等添付用紙の作成・整理	36
(1) 全使途項目共通の留意事項	36
(2) 使途項目別の留意事項	37
(3) 政務活動費領収書等添付用紙を整理・提出する際の留意事項	38
3 保管しなければならない書類	39
4 収支報告書の作成・提出	40
(1) 収支報告書の作成・提出（条例第7条第1項及び要領第6条第1項）	40
(2) 政務活動概要報告書の添付（要領第6条第2項）	41
(3) 領収書等の添付（条例第7条第3項及び要領第6条第3項）	41
【資料編】	43
「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」	44
「札幌市議会政務活動費の交付に関する規則」	52
「政務活動費に関する取扱要領」	60
「札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱」	66

【本手引きで使用する略称・記号の説明】

＜略称＞

- 「条例」＝「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」
- 「規則」＝「札幌市議会政務活動費の交付に関する規則」
- 「要領」＝「政務活動費に関する取扱要領」
- 「要綱」＝「札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱」

＜記号＞

- 「○」＝使途として認められるもの。
- 「×」＝使途として認められないもの。
- 「☞」＝使用に当たって特に留意が必要な事項
- 「P●」＝同内容の記述がある場合。参照ページ・項目名を記載

【総論】

【総論】では、政務活動費の概要と根拠法令等を示し、交付から収支報告までの流れを記載しています。

- 1 政務活動費の概要
- 2 政務活動費の交付から収支報告までの流れ

1 政務活動費の概要

(1) 政務活動費とは

政務活動費とは、「地方自治法第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定」により制定された「札幌市議会政務活動費の交付に関する条例」に基づき、札幌市議会における会派（所属議員が 1 人の場合も含む。以下「会派」という。）に対し調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費の一部として交付されるものです。

(2) 根拠法令・関係規定

① 法律	地方自治法 第 100 条第 14 項から第 16 項まで 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。 16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。
② 条例	札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（資料編… P 44）
③ 規則	札幌市議会政務活動費の交付に関する規則（資料編… P 52）
④ 要領	政務活動費に関する取扱要領（資料編… P 60）
⑤ 要綱	札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱（資料編… P 66）

(3) 交付の概要

① 対象	会派（所属議員が 1 人の場合を含む）
② 額	月額 40 万円 × 各月における当該会派の所属議員数
③ 方法	各四半期の最初の月の 10 日に、当該四半期に属する月数分を交付する。

2 政務活動費の交付から収支報告までの流れ

< 本手引きの参照ページ >

政 務 活 動 費 の 交 付

政 務 活 動 費 の 使 用 (会 派 又 は 議 員)

【使用編】

⇒ P 5 ～ P 31

領 収 書 等 の 受 領 (会 派 又 は 議 員)

【報告編】

⇒ P 33 ～ P 35

出 納 簿 等 へ の 記 入 (会 派)

⇒ 各会派の会計処理による。

領 収 書 等 添 付 用 紙 の 作 成 (会 派)

⇒ P 36 ～ P 37

領 収 書 等 添 付 用 紙 の 整 理 (会 派)

⇒ P 38

必 要 書 類 の 保 管 (会 派 又 は 議 員)

⇒ P 39

会 計 期 間 の 終 了

収 支 報 告 書 の 作 成 (会 派)

⇒ P 40

収 支 報 告 書 の 提 出 (会 派)

⇒ P 40 ～ P 41

【使用編】

【使用編】では、政務活動費を実際に使用する際の原則を確認するとともに、具体的な支出の事例を示しています。

- 1 政務活動費支出の原則
- 2 政務活動費を充てることができる経費
- 3 支出の事例

1 政務活動費支出の原則

(1) 政務活動費執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる項目に留意のうえ、各会派の責任において、適切に取り扱うものとする。

- ① 政務活動の必要性があること。
- ② 政務活動に要した金額や態様等の妥当性があること。
- ③ 適正手続がなされていること。
- ④ 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

(2) 支出対象外の経費（要領第3条）

政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- ① 餞別、慶弔、見舞等の交際費的経費
- ② 飲食経費（会議等で提供する茶菓に係る経費を除く。）
- ③ レクリエーション経費
- ④ 選挙活動に要する経費
- ⑤ 政党活動に要する経費
- ⑥ 後援会活動に要する経費
- ⑦ 私的活動に属する経費
- ⑧ 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第8条の2に規定する政治資金パーティーに要する経費
- ⑨ その他、政務活動の目的に合致しない経費

(3) 按分による支出（要領第4条など）

① 全使途項目共通の考え方

政務活動費を支出する場合は、活動の実態に応じつつ、合理的な按分割合によるものとする。（第2項）

② 個別の経費の考え方

ア 会派が、会派の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合

当該会派と関係団体等との間で、政務活動の目的、負担割合等を明らかにして行うものとする。（第3項）

イ 人件費

雇用補助職員のうち、専ら政務活動の補助業務に従事する職員を除き、政務活動の補助業務以外の活動にも従事している者に係る人件費を支出する場合は、政

務活動の実態に応じて按分し、負担額を明らかにして行うものとする。(第 10 項)

- ・専ら政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から全額支出することができる。
- ・政務活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則 1 / 2 で按分し支出することができる。但し、業務実態に照らし、適宜按分している場合には、これを尊重するものとする。(以上、本手引き P 27 参照)

ウ 事務所費

会派又は所属議員の事務所を政務活動の拠点として利用し、その事務所に係る経費を支出する場合は、政務活動の実態に応じて按分し、政務活動費の負担額等を明らかにして行うものとする。(第 11 項)

- ・専ら政務活動に使用される事務所については、全額支出することができる。
- ・政務活動に使用される事務所と後援会事務所を兼ねている場合は、1 / 2 を限度として、政務活動費で支出することができる。
- ・政務活動に使用される事務所と後援会事務所の 2 つの用途に加え、政党事務所としての用途にも使用される場合は、1 / 3 を限度として、政務活動費で支出することができる。(以上、本手引き P 29 参照)

エ 携帯電話使用料

▶ **該当項目**：調査研究費、研修費、広報広聴費、要請陳情活動費、会議費、資料作成費

携帯電話使用料は「音声通話料金」に限り、私用（1 / 2）、後援会活動（1 / 4）と按分して 1 / 4 を上限として支出することができる。(本手引き P 16 参照)

オ 自家用車のガソリン代

▶ **該当項目**：調査研究費、研修費、広報広聴費、要請陳情活動費、会議費

政務活動で使用した実績（移動区間とその分のガソリン代）が明確な場合、実費分を支出することができる。

上記以外は、私用（1 / 2）、後援会活動（1 / 4）と按分して 1 / 4 を上限として支出することができる。(本手引き P 16 参照)

(4) 旅費の原則（要領第4条第4項）

市外旅費の支出にあたっては、市の旅費規程を準用するものとする。

【札幌市職員等の旅費に関する条例】※抜粋

（旅費の支給）

第3条 職員が出張をし、又は赴任をした場合には、当該職員に対し旅費を支給する。

（旅費の計算）

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するものとして市長が定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法（以下「順路等」という。）により旅行した場合の旅費により計算する。…

（※「順路等」の運用方針 ⇒ 通常の経路（鉄道、船舶、航空機等の交通手段のうち一般に利用されている経路）及び方法（往復切符、通し切符等を含む。）のうち、一の旅行区間における最も安価なものに限らず、旅行における公務の内容及び日程、当該旅行に係る旅費の総額、出張者の移動に係る時間コスト等を踏まえて出張命令権者が適当と判断したものをいう。）

【札幌市職員等の旅費に関する条例施行規則】※抜粋

（旅費の種目及び内容）

第9条 条例第6条の市長が定める種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び講習費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

(5) 備品について（要領第4条第13項）

① 備品の定義

本手引きにおける「備品」とは、性質や形態を変えることなく、おおむね1年以上の耐用年数をもち、かつ1件の購入価格が税込み10万円以上の物品をいう。いずれかを満たさない物品は「消耗品」とする。

② 備品の管理

政務活動費で購入した備品は、備品台帳にて管理する。破損して使用できない、または耐用年数が経過した備品は、その事実を会派で確認したのちに備品台帳から抹消する。なお、耐用年数の確認には、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を参照する。

③ 所属会派の変更に伴う取り扱い

議員が所属会派を変更する場合には、変更前の所属会派との協議により、当該議員が管理していた備品を変更後の所属会派の備品に異動できる。この取り扱いにより備品を異動する際は、両会派の備品台帳に異動を記録する。

④ 議員の身分喪失時および会派が消滅する場合の取り扱い

残存価値がある備品について、議員の身分を失う際に自身が管理する備品を所属会派に返還しない場合、または、改選等で会派が消滅する際に備品を有している場合は、次の計算式に基づき、備品の耐用年数と使用期間に応じた残存価値に相当する額を金銭で市へ返還する。

なお、返還にあたっては、「政務活動費収支報告書」の収入に、返還額を「その他」として記載し、この返還は政務活動費で支出できないものとする。

$\text{返還額} = \text{取得価格}^{\ast 1} \times \frac{\text{耐用年数} - \text{使用期間}^{\ast 2}}{\text{耐用年数}}$

※ 1 この計算式における取得価格は、政務活動費で支出した額とする。

※ 2 耐用年数、使用期間は月単位とし、使用期間には使用開始月、使用終了月を含む。

⑤ 留意事項

備品の購入が資産形成とならないよう、購入の前には、政務活動に必要な性能を吟味したうえで、複数の商品の価格や機能を比較するほか、リース等の活用も含めて慎重に検討を行うこと。

※消耗品の場合も同様に留意すること。

2 政務活動費を充てることができる経費

政務活動費を充てることができる経費の範囲と項目ごとの支出内容は、次のとおりである。

項目	範囲（条例第5条別表）
	支出内容（要領第2条）
調査研究費	会派又は所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費 ▶ 印刷製本費、調査委託費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
研修費	1 会派又は所属議員が政務活動に必要な研修会等を行うために要する経費 2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う政務活動に必要な研修会等に参加するために要する経費 ▶ 会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
広報広聴費	1 政務活動、議会活動又は市政について市民に報告するために要する経費 2 政務活動、議会活動又は市政に関する市民の要望又は意見の聴取、市民相談等を行うために要する経費 ▶ 会場費、印刷製本費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要請陳情活動費	会派又は所属議員が要請陳情活動を行うために要する経費 ▶ 印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
会議費	1 政務活動に必要な会議を行うために要する経費 2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う意見交換会等政務活動に必要な会議に参加するために要する経費 ▶ 会場費、印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費、出席者負担金・会費等
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費 ▶ 印刷製本費、翻訳料、備品（消耗品）購入費・リース代等
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費 ▶ 図書購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料等
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費 ▶ 報酬・日当、通勤費、社会保険料、雇用に伴う事務経費等
事務所費	政務活動に必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費 ▶ 事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品（消耗品）購入費・リース代等

3 支出の事例

<索引>

各経費の支出可否など詳細は、P13以降、「該当する使途項目」欄のとおり、使途項目ごとに掲載

No.	経費の内容	該当する使途項目 ¹	掲載 ² ページ
1	会費又は年会費	調	13
2	政党に関連したもの（出席者負担金・会費）	調 研 会	13
3	議員同士の懇親会等	調 研 会	13
4	飲食を伴う研究会等を含む会合	調 研 会	13
5	宗教活動	調 研 会	13
6	その他の研究会等に係る費用	調 研 会	14
7	雇用職員の参加に係る経費	調 研 会	14
8	視察調査に係る経費	調	14
9	公務の前後に継続した政務活動の費用	調 研 要 会	14
10	政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用	調 研 要 会	14
11	補助職員の視察調査等	調 研 会	14
12	議員の親族が同行する視察調査等	調 研 要 会	15
13	高速道路料金	調 研 要 会	15
14	キャンセル料	調 研 要 会	15
15	貸切バス等	調 研 要 会	15
16	調査の委託	調	15
17	タクシー料金	調 研 広 要 会	16
18	自家用車のガソリン代	調 研 広 要 会	16
19	携帯電話使用料	調 研 広 要 会 作	16
20	S A P I C A等の交通系 I C カードに係る経費	調 研 広 要 会 作 購 事	16
21	切手の購入費	調 研 広 要 会 事	17
22	広報紙	広	20
23	会派及び議員のホームページの運営経費	広	20
24	広報紙に関する業務委託費	広	20

¹ 調…調査研究費、研…研修費、広…広報広聴費、要…要請陳情活動費、会…会議費、作…資料作成費、購…資料購入費、人…人件費、事…事務所費

² 複数の使途項目に掲載がある場合、本手引きにおいて最初に出てくるページを記載

No.	経費の内容	該当する使途項目	掲載 ページ
25	広報紙やホームページ以外の広報媒体	広	20
26	名刺	広	20
27	新聞紙面を利用した広報	広	21
28	広聴活動	広	21
29	会場費	広	21
30	冠婚葬祭	会	23
31	備品（消耗品）購入費・リース代等（資料作成費に係るもの）	作	25
32	政務活動費に係る経理・会計業務の経費	作 人	25
33	新聞・雑誌購読料	購	26
34	会派と関係のある政党等の新聞・出版物	購	26
35	図書一般	購	26
36	家族・親族の雇用	人	27
37	個人事務所の雇用職員	人	27
38	事務所の賃借料	事	28
39	自己所有物件と自宅	事	28
40	親族名義の物件、経営する会社の物件の賃借	事	28
41	後援会活動や政党活動に使用される事務所の賃借料	事	29
42	事務所に附設する駐車場の賃借料	事	29
43	維持管理費（光熱水費）	事	29
44	備品（消耗品）購入費・リース代等（事務所費に係るもの）	事	30
45	政務活動の手段として使用する車の諸費用	事	30
46	自動車の購入または自動車リース料	事	30
47	本市議会議員選挙期間中の取扱	事	30
48	事務所の敷金	事	30

(1) 調査研究費

① 会費又は年会費

- ：会派若しくは所属議員が政務活動に必要な情報を得るため団体等に参加する場合の会費又は年会費は、入会後も、支出の都度その必要性を見直すことを条件として、支出することができる。
- ×：町内会費、老人クラブ会費、ライオンズクラブ会費、商店街振興組合・商工会等の加入会費・賛助金等は、支出することができない。

② 政党に関連したもの（出席者負担金・会費）

- ：政党が主催する研究会等であっても、政務活動に必要なものであれば支出することができる。
- ×：党大会費、党費、党大会賛助金等は、政党活動経費であり、支出することができない。

③ 議員同士の懇親会等

- ：議員同士（会派内・外を問わず）の研究会等は、懇親会等と誤解を招かないように、開催場所・会場等に留意し支出することができる。
- ×：議員同士の懇親会、親睦会の費用は、私的経費とみなされ、支出することができない。

④ 飲食を伴う研究会等を含む会合

- ：研究会等に引続き飲食を伴う懇親会が設定されている場合、時間割が別で会費も分離している場合は、研究会等に係る費用は、支出することができる。
- ×：飲食（会議等で提供する茶菓に係る経費を除く。）を伴う場合は、研究会等に政務活動としての側面が伴うものであっても、支出することができない。

⑤ 宗教活動

- ：研究会等の内容が、宗教活動に関係がなく、政務活動に必要なものであれば、宗教活動を行う団体等が主催するものであっても支出することができる。
- ×：宗教活動そのものは、支出することができない。

⑥ その他の研究会等に係る費用

○：講師への謝礼として、花束等を支出することができる。

☞ 講師への謝金を支出する際は、所得税の源泉徴収等に留意すること。

⑦ 雇用職員の参加に係る経費

○：政務活動に必要な研究会等に参加する場合は、支出することができる。

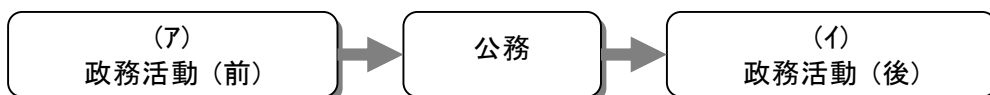
⑧ 視察調査に係る経費

○：視察調査を行う場合は、以下の点に留意し視察目的を明確にすること。

☞ あらかじめ訪問先の担当者と連絡を取り、訪問先では、面談者を記録（名刺や面談記録など）し、環境調査や商店街等の町並み視察など、相手先担当者がいない場合は、写真を撮影するなど、政務活動による視察であることを明白にすること。

☞ 先進地調査や現地調査等の必要性を厳密に検討し、パンフレットを取り寄せたり、文書によって問い合わせたりするなど、他の方法で調査目的が達成されるならば、それによるべきこと。

⑨ 公務の前後に継続した政務活動の費用



○：(ア) 公務の場所に合流するまでの費用で、公費の支出がない部分については、政務活動費で支出することができる。

○：(イ) 公務の場所で解散してからの費用については、政務活動費で支出することができる。

☞ 公務分と政務活動分を時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分すること。

⑩ 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

☞ 政務活動分と政務活動以外の活動分を時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分すること。

⑪ 補助職員の視察調査等

○：会派又は議員が雇用する職員や調査依頼を行った者の視察調査等に対し、交通費、宿泊費及び旅費等の経費を支出することができる。

⑫ 議員の親族が同行する視察調査等

×：親族が同行する場合は、支出することができない。たとえ、専門的な技術を有し議員を補佐する場合であっても、または、身体的な事情で議員を介助する場合であっても支出することができない。なお、介助が必要な議員の政務活動が制限されないよう、介助者が親族以外の者である場合は、視察調査等に同行させることができる。その場合、介助者の費用については、補助職員の例により、支出することができる。

⑬ 高速道路料金

○：高速道路料金は、政務活動で使用した実績（移動区間と政務活動概要等）を明確にして実費分を支出することができる。

⑭ キャンセル料

○：やむを得ない事情による場合は、その理由を明らかにし、支出することができる。

※ 参考：宇都宮地裁判決（平成 23 年 1 月 19 日）

視察等の調査研究活動に先立ち、宿泊先や交通手段等を予約することは、円滑な視察を実施するために社会通念上相当な手段であって、これらがやむを得ない事由によりキャンセルされたことに伴い発生した費用を政務調査費から支出することは、必要性、合理性を欠くものとはいえない。

⑮ 貸切バス等

○：貸切バス等は、政務活動のために合理的な必要性がある場合は、金額の妥当性等に十分留意した上で支出することができる。

⑯ 調査の委託

○：調査の委託は認められるが、委託の際には、以下の点に留意すること。

- ☞ 委託先の選定理由を明確にすること。
- ☞ 委託内容の分かる契約を締結すること。
- ☞ 契約期間が 1 年間など長期に及ぶ場合には、毎月又は定期の業務報告と実績による精算が行われること。
- ☞ 委託業務が終了したときは、当該業務により作成された資料、報告書等の成果物を会派又は所属議員において保管すること。

⑪ タクシー料金

○：政務活動に必要性がある場合、用務内容及び乗車区間を領収書等に明記することにより支出することができる。

※ 参考：青森地裁判決（平成 18 年 10 月 20 日）

（調査旅費として実体が伴っているの）使途基準に合致する支出であると認められる。

⑫ 自家用車のガソリン代

○：政務活動で使用した実績（移動区間とその分のガソリン代）が明確な場合、実費分を支出することができる。

○：上記以外は、私用（1/2）、後援会活動（1/4）と按分して1/4を上限として支出することができる。

※ 参考：青森地裁判決（平成 18 年 10 月 20 日）

ガソリン代については、1/2を個人使用、1/4を政務調査以外の議員活動、1/4を政務調査活動に伴う費用であると推認するのが相当。

⑬ 携帯電話使用料

○：携帯電話使用料は「音声通話料金」に限り、私用（1/2）、後援会活動（1/4）と按分して1/4を上限として支出することができる。

※ 参考：大阪地裁判決（平成 18 年 7 月 19 日）

普通地方公共団体の議員がその調査研究活動のために携帯電話を使用することは通常想定される事態である。会派において、使用頻度を考慮の上、使用料金の8割を政務調査費で充ててることを認める取扱は、議員の実情を反映したものであり合理性を肯定できる。

×：携帯電話の機器購入や買い替え費用は、支出することができない。

⑭ S A P I C A 等の交通系 I C カードに係る経費

○：政務活動のために S A P I C A 等の交通系 I C カードを使用する場合は、政務活動で使用した実績を明確にして実費分を支出することができる。

×：購入及び入金（チャージ）に係る費用は、支出することができない。

㊦ 切手の購入費

- ：切手は、政務活動の目的の範囲内で購入することができる。なお、政務活動での使用を明確にするため、領収書（もしくは領収書添付用紙）に、使用の目的や内容を記載すること。

(2) 研修費

① 政党に関連したもの（出席者負担金・会費）

P13：(1)調査研究費「②政党に関連したもの（出席者負担金・会費）」を参照

② 議員同士の懇親会等

P13：(1)調査研究費「③議員同士の懇親会等」を参照

③ 飲食を伴う研修会等を含む会合

P13：(1)調査研究費「④飲食を伴う研究会等を含む会合」を参照

④ 宗教活動

P13：(1)調査研究費「⑤宗教活動」を参照

⑤ その他の研修会に係る費用

P14：(1)調査研究費「⑥その他の研究会等に係る費用」を参照

⑥ 雇用職員の参加に係る経費

P14：(1)調査研究費「⑦雇用職員の参加に係る経費」を参照

⑦ 公務の前後に継続した政務活動の費用

P14：(1)調査研究費「⑨公務の前後に継続した政務活動の費用」を参照

⑧ 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

P14：(1)調査研究費「⑩政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用」を参照

⑨ 補助職員の研修会等への参加

P14：(1)調査研究費「⑪補助職員の視察調査等」を参照

⑩ 議員の親族が同行する研修会等

P15：(1)調査研究費「⑫議員の親族が同行する視察調査等」を参照

⑪ 高速道路料金

P15：(1)調査研究費「⑬高速道路料金」を参照

⑫ キャンセル料

P15：(1)調査研究費「⑭キャンセル料」を参照

⑬ 貸切バス等

P15：(1)調査研究費「⑮貸切バス等」を参照

⑭ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑰タクシー料金」を参照

⑮ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑱自家用車のガソリン代」を参照

⑯ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑲携帯電話使用料」を参照

⑰ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

⑱ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(3) 広報広聴費

① 広報紙

○：広報紙は、政務活動、議会活動又は市政について報告するものである場合、その作成経費や送料等を支出することができる。

☞ 広報紙の郵送については、割引制度などの活用留意すること。

×：政党又は後援会等と共同して発行する広報紙の作成経費や送料等には、支出することができない。

② 会派及び議員のホームページの運営経費

○：政務活動、議会活動又は市政について市民に報告するために運営するホームページの経費は、支出することができる。

×：政党又は後援会等と共同して運営するホームページの経費には、支出することができない。

☞ ブログは、気軽に政策を伝えたり、市民との率直な意見交換をしたりすることから、広報や広聴の手段として、有用な手段のひとつと考えられるので、政務活動費の目的を逸しない範囲において運営すること。

③ 広報紙に関する業務委託費

○：広報紙の作成業務や発送業務等の委託は認められるが、委託の際には、以下の点に留意すること。

☞ 委託先の選定理由を明確にすること。

☞ 委託内容の分かる契約を締結すること。

☞ 委託業務が終了したときは、当該業務により作成された広報紙など実績の分かる成果物を会派又は所属議員において保管すること。

④ 広報紙やホームページ以外の広報媒体

○：広報媒体は、広報紙やホームページに限られず、CDやDVDなどの情報技術を活用したものや、街頭での市政報告を行うための拡声器など多種多様なものがあることから、目的にかなう範囲内で支出することができる。

⑤ 名刺

×：名刺の作成には、支出することができない。

⑥ 新聞紙面を利用した広報

○：新聞紙面を利用した広報は、政務活動、議会活動又は市政について報告するものである場合、その費用を支出することができる。

⑦ 広聴活動

○：市政広聴会や意見交換会の開催、市民からの要請に基づく出前広聴活動、アンケートによる意見聴取等に支出することができる。

⑧ 会場費

○：垂れ幕、看板等の費用は、支出することができる。

⑨ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑩タクシー料金」を参照

⑩ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑪自家用車のガソリン代」を参照

⑪ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑫携帯電話使用料」を参照

⑫ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑬S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

⑬ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「⑭切手の購入費」を参照

(4) 要請陳情活動費

① 公務の前後に継続した政務活動の費用

P14：(1)調査研究費「⑨公務の前後に継続した政務活動の費用」を参照

② 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

P14：(1)調査研究費「⑩政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用」を参照

③ 議員の親族が同行する要請陳情活動

P15：(1)調査研究費「⑫議員の親族が同行する視察調査等」を参照

④ 高速道路料金

P15：(1)調査研究費「⑬高速道路料金」を参照

⑤ キャンセル料

P15：(1)調査研究費「⑭キャンセル料」を参照

⑥ 貸切バス等

P15：(1)調査研究費「⑮貸切バス等」を参照

⑦ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑰タクシー料金」を参照

⑧ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑱自家用車のガソリン代」を参照

⑨ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑲携帯電話使用料」を参照

⑩ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

⑪ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(5) 会議費

① 政党に関連したもの（出席者負担金・会費）

P13：(1)調査研究費「②政党に関連したもの（出席者負担金・会費）」を参照

② 議員同士の懇親会等

P13：(1)調査研究費「③議員同士の懇親会等」を参照

③ 飲食を伴う会議

P13：(1)調査研究費「④飲食を伴う研究会等を含む会合」を参照

④ 宗教活動

P13：(1)調査研究費「⑤宗教活動」を参照

⑤ 冠婚葬祭

×：冠婚葬祭の費用（香典、寸志、祝金等）は、支出することができない。

⑥ その他の会議に係る費用

P14：(1)調査研究費「⑥その他の研究会等に係る費用」を参照

⑦ 雇用職員の参加に係る経費

P14：(1)調査研究費「⑦雇用職員の参加に係る経費」を参照

⑧ 公務の前後に継続した政務活動の費用

P14：(1)調査研究費「⑧公務の前後に継続した政務活動の費用」を参照

⑨ 政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用

P14：(1)調査研究費「⑨政務活動の前後に政務活動以外の活動が入った場合の費用」を参照

⑩ 補助職員の会議への参加

P14：(1)調査研究費「⑩補助職員の視察調査等」を参照

⑪ 議員の親族が同行する会議

P15：(1)調査研究費「⑪議員の親族が同行する視察調査等」を参照

⑫ 高速道路料金

P15：(1)調査研究費「⑬高速道路料金」を参照

⑬ キャンセル料

P15：(1)調査研究費「⑭キャンセル料」を参照

⑭ 貸切バス等

P15：(1)調査研究費「⑮貸切バス等」を参照

⑮ タクシー料金

P16：(1)調査研究費「⑯タクシー料金」を参照

⑯ 自家用車のガソリン代

P16：(1)調査研究費「⑰自家用車のガソリン代」を参照

⑰ 携帯電話使用料

P16：(1)調査研究費「⑱携帯電話使用料」を参照

⑱ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

⑲ 切手の購入費

P17：(1)調査研究費「㉑切手の購入費」を参照

(6) 資料作成費**① 備品（消耗品）購入費・リース代等（資料作成に係るもの）**

P 8 : 「(5) 備品について」を参照

② 政務活動費に係る経理・会計業務の経費

○ : 政務活動費に係る経理・会計業務の委託料や人件費は、政務活動を事後処理も含めて適切に完了させるための必要な事務的経費であることから、支出することができる。

③ 携帯電話使用料

P 16 : (1) 調査研究費「①⑨携帯電話使用料」を参照

④ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P 16 : (1) 調査研究費「②⑩ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

(7) 資料購入費

① 新聞・雑誌購読料

- ：会派又は所属議員事務所における新聞購読については、適正な購読紙数及び部数の範囲で支出することができる。
- ×：自宅で購読している新聞及び刊行物等の購読料は支出することができない。
- ×：スポーツ新聞には支出することができない。

② 会派と関係のある政党等の新聞・出版物

- ：政務活動に必要な範囲で支出することができる。

※ 参考：京都地裁判決(平成 16 年 9 月 15 日)

当該会派と関係のある政党の出版物を購読することが、その政党を経済的に支援し、また、政党の方針及び意向を学習するとの側面があるにしても、そのことから直ちに、本件使途基準にいう「政党活動」に当たるとはいえない。

- ：資料として議員数分が必要になるなどの場合は、必要部数を購入することができる。
- ×：政党等を経済的に支援する目的での大量の購入には、支出することができない。

③ 図書一般

- ：図書・CD・DVD等は、政務活動に必要な範囲で購入することができる。
 - ☞ 購入の際には、領収書等に図書・CD・DVD等の名称やタイトルを記載するなど内容が特定できるようにすること。

④ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P16：(1)調査研究費「⑳ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

(8) 人件費

① 家族・親族の雇用

×：配偶者、扶養関係にある者、同居し生計を一つにする者のいずれかに該当する者の雇用には、支出することができない。

② 個人事務所の雇用職員

○：専ら政務活動の補助業務に従事する職員を雇用する場合には、政務活動費から全額支出することができる。

☞ 雇用契約書を作成・保管すること。（要領第4条第9項）

※ 参考：札幌高裁判決（平成30年8月9日）

政務調査活動を補助させるために自身が雇用する職員について、雇用契約書を作成し、支出の違法性・相当性が争われた場合には、誰を被用者としてどのような内容の雇用契約が成立したのかを立証する最も基本的かつ重要な文書である当該職員の雇用契約書を開示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべきである。

☞ 所得税の源泉徴収、社会保険、雇用保険等の手続に留意すること。

○：政務活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則1/2で按分し支出することができる。但し、業務実態に照らし、適宜按分している場合には、これを尊重するものとする。

③ 政務活動費に係る経理・会計業務の経費

P25：(6)資料作成費「②政務活動費に係る経理・会計業務の経費」を参照

(9) 事務所費

§ 事務所の要件

政務活動費を適用する事務所については、以下の要件を備えていること。

- ☞ 外形上、事務所として認識できる形態を有していること。
- ☞ 事務所としての機能を有していること（少なくとも、事務スペース、事務用品等を備えていること）。
- ☞ 賃借の場合は、会派または所属議員が契約者となっていること。
- ☞ 政務活動が実際に当該事務所にて行われていること。

また、政務活動費を適用する事務所については、議長宛てに届け出を行うこと。

① 事務所の賃借料

○：政務活動費を充当する場合における事務所の賃借料については、地域性を考慮し、適正な額の範囲において支出することができる。

- ☞ 賃貸借契約書を作成・保管すること。（要領第4条第12項）

※ 参考：札幌高裁判決（平成30年8月9日）

政務調査事務所の賃貸借契約締結に当たり、当該事務所費の支出が適正なものであることを説明できるよう、賃貸借契約書を作成し、上記支出の適法性・相当性が争われた場合には、同契約書を提示するなどして、これを速やかに説明できるようにしておくべき（略）。

② 自己所有物件と自宅

○：自己（または生計を一つにする者）の所有する物件については、事務所の要件（賃借の契約以外の3要件）が備わっていれば、事務所の賃借料以外の事務所費（維持管理費、文書通信費、光熱水費、備品（消耗品）購入費・リース代等）は、支出することができる。

×：自宅には、事務所費を支出することができない。

③ 親族名義の物件、経営する会社の物件の賃借

○：生計を一つにしない親族及び議員の経営する会社が所有する物件の賃借については、政務活動費の対象経費とすることができる。

- ☞ 契約書と毎月の支払いを証する書類を確実に徴することが必要。

※ 参考：大阪地裁判決(平成 18 年 7 月 19 日)

親子間で当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することはそれ自体別段不自然ということとはできない。

④ 後援会活動や政党活動に使用される事務所の賃借料

○：専ら政務活動に使用される事務所については、全額支出することができる。

※ 参考：名古屋高裁判決(平成 27 年 9 月 2 日)

手引きにおいては、調査研究活動のために専用に使用する事務所があり得ることは当然の前提となっていて、実態としても、特定の事務所がそのような使われ方をすることは何ら不自然不合理ではないのであり、調査研究活動専用事務所については、事務所経費の全額に政務調査費を充当することが許されていたものというべきである。

○：政務活動に使用される事務所と後援会事務所を兼ねている場合は、月額賃借料の 1/2 を限度として、政務活動費で支出することができる。

○：政務活動に使用される事務所と後援会事務所の 2 つの用途に加え、政党事務所としての用途にも使用される場合は、月額賃借料の 1/3 を限度として、政務活動費で支出することができる。

※ 参考：青森地裁判決(平成 18 年 10 月 20 日)

調査研究活動に資するための事務所と後援会事務所とを兼ねて使用されていることがうかがわれるが、その合理的な区分が困難であるから、社会通念上相当な割合により按分することが相当であり、月額賃料の 1/2 を政務調査活動に資するために必要な費用であると認める。

⑤ 事務所に附設する駐車場の賃借料

○：上記④の考え方と連動

※ 参考：大阪地裁判決(平成 18 年 7 月 19 日)

議員の調査研究活動の一環として議員事務所において関係者や住民等から事情聴取をしたり、要望、意見等を聴取したりすることは通常想定される事態であるから、事務所を訪れる来客のための専用の駐車場を確保する必要性を否定することはできず、そのような駐車場を確保した場合における当該駐車場に係る賃借料は、議員の調査研究に資するため必要な経費と認められる。

⑥ 維持管理費（光熱水費）

○：上記④の考え方と連動

⑦ 備品（消耗品）購入費・リース代等（事務所に係るもの）

○：上記④の考え方と連動

P 8：「(5) 備品について」を参照

⑧ 政務活動の手段として使用する車の諸費用

×：自動車及びバイク等の維持管理に要する税金、保険代、車検代等の費用は支出することができない。

⑨ 自動車の購入又は自動車リース料

×：自動車の購入及びリース料は、支出することができない。

⑩ 本市議会議員選挙期間中の取扱

×：本市議会議員選挙に係り専ら使用される期間中の事務所費は、支出することができない。

☞ 月単位で整理できない場合には、日割で計算するものとする。

⑪ 事務所の敷金

×：敷金は、一般的に明け渡しの際に返還されるため、支出することができない。

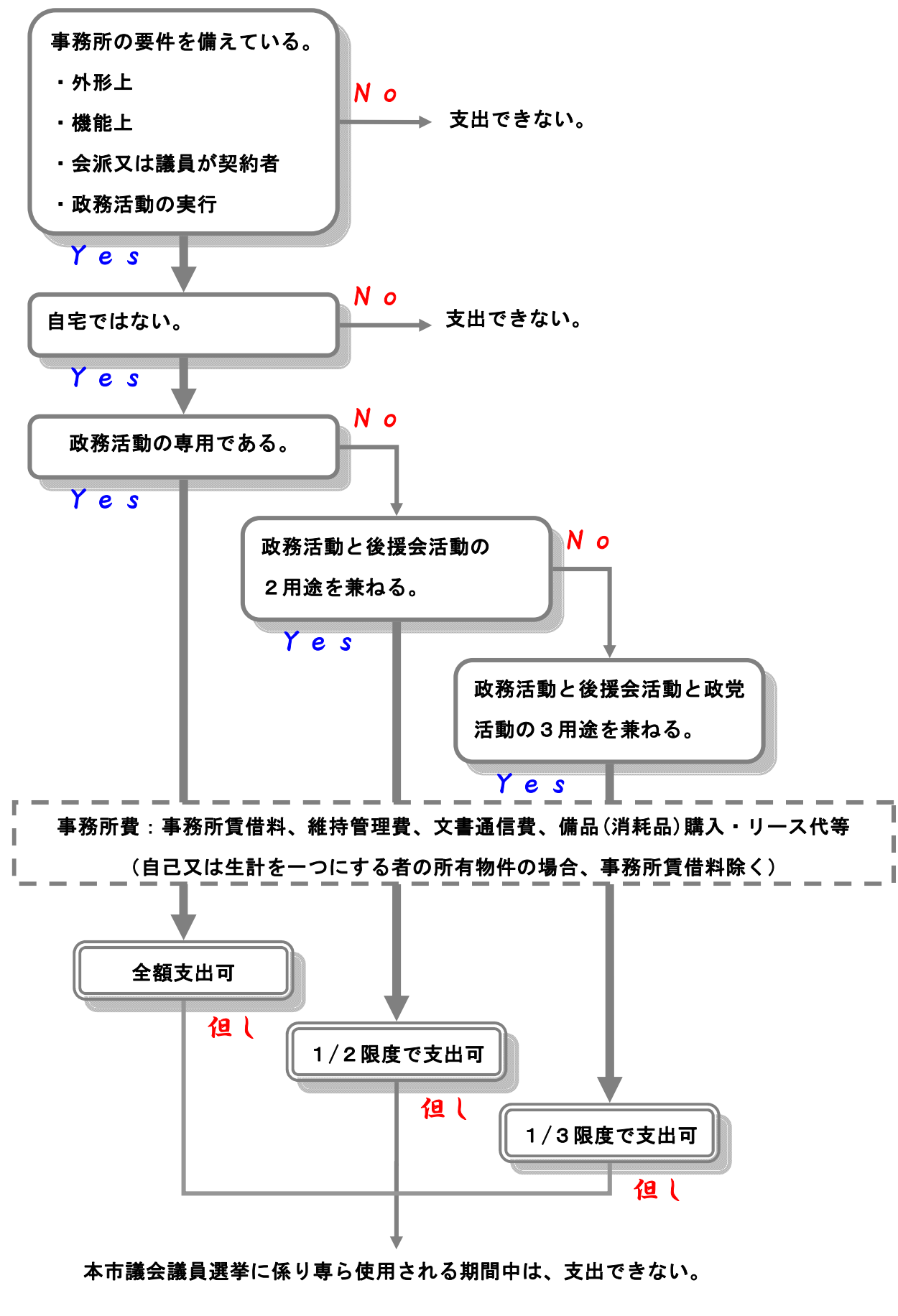
⑫ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費

P 16：(1)調査研究費「⑫ S A P I C A等の交通系 I Cカードに係る経費」を参照

⑬ 切手の購入費

P 17：(1)調査研究費「⑬切手の購入費」を参照

※ 事務所費 確認チャート



【報告編】

【報告編】では、政務活動費の収支報告の方法と留意事項を記載しています。

- 1 領収書等の受領
- 2 政務活動費領収書等添付用紙の作成・整理
- 3 保管しなければならない書類
- 4 収支報告書の作成・提出

1 領収書等の受領

(1) 領収書の注意点

領収書		No. _____
① 様		
金額	¥00,000,000 円	
但 ②	⑤	
200* 年 * 月 ** 日 ③		
上記正に領収いたしました		
内 訳 円	〒 *** - **** ④	
税抜金額 円	(住所)	
消費税額(%) 円	(氏名)	
	TEL **** - *** - ****	

項目	注意点
① 宛名	「会派名」又は「議員名」のいずれかが記載されていること。 ○：「事務所名」は、人件費、事務所費については可 ×：後援会名のもの。
② 但し書き	支出した内容が記載されていること。 ×：「お品代」「商品代」のみの簡素な記載 ☞ 誤解を招くような表現での記載には、注意が必要
③ 日付	届出対象期間（通常は交付年度の4月1日～3月31日）の日付が記載されていること。 ○：交付年度中に契約が履行されたもので、翌年度に請求がずれ込んだものに係る支払いについては、翌年度の4月1日から収支報告書提出日までの領収書も可。あくまで交付年度中に履行されたものに限る。
④ 発行者(支払先)	記名押印がされていること。
⑤ 収入印紙	消費税を除いて5万円以上の支出の場合、収入印紙の貼付と消印の押印があること(印紙税法上、貼付を要しないものを除く)。

(2) 領収書以外（レシートなど）の注意点

項目	注意点
① レシート	○：レシートは、日付、あて名、発行者、品目、金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。あて名の記載がないレシートは領収書等添付用紙にあて名を補記する。 ☞ 感熱紙による領収書、レシート等は、時間の経過とともに印字が薄くなったり、消えてしまうので、できるだけ避ける。これらしか徴することができない場合は、必ずコピーをとり、本書とともに保管しておく。
② A T M利用明細票（銀行等の振込金受取書）	○：日付、依頼人（会派名又は議員名）、受取人、金額の記載に加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
③ 郵便局払込票兼受領書	○：払込人、金額等必要事項の記載と郵便局の受付がなされていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど使途が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
④ 支払証明書	○：領収書を徴収することができない経費（公共交通機関等）の場合、あるいは、止むを得ない事由により領収書を紛失した場合に限り、領収書に代えることができる。

③の例

払込票兼受領証	
(郵便振替払込受領証明書)IC送付用(付き)	
口座番号	0000000000
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
払込人住所氏名	区△△2-28-8 〇〇××× 太郎
料 金	円
特殊取扱	
受付局日附印	

④の例

政 務 活 動 費 支 払 証 明 書				
使途項目	調査研究費			
議員名	札幌 太郎			
支払年月日	支払額	支払先	使途及び内容	備 考
13. 05. ××	1,040 円	JR北海道	鉄道賃 (札幌～新千歳空港)	
13. 05. ××	470 円	東京モノレール	モノレール代 (羽田空港～浜松町)	
13. 06. ××	200 円	××市営バス	車賃 (××市役所への調査)	
	円			
合計金額	1,710 円			
上記のとおり相違ないことを証明します。				
年 月 日				
会派名 ○○○ 議員会				
代表者 △△ △△ 氏				

2 政務活動費領収書等添付用紙の作成・整理

(1) 全使途項目共通の留意事項

【要領第6条第3項 様式2】

(様式2) 政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	費	整理番号	
------	---	------	--

《領収書等貼付面》

領収書 様 No. _____

金額 ￥00,000,000 円

但 _____

200* 年 * 月 ** 日
上記正に領収いたしました

内 訳 _____ 円 千 *** - ****
 税抜金額 _____ 円 (住所)
 消費税額(%) _____ 円 (氏名)
 TEL **** - *** - ****

《事業名、使途及び内容等》

《備考》

支出額小計	円
-------	---

記入欄	留意事項
① 「使途項目」欄	正確な使途項目が記載されていること。 ×：領収書の但し書きと不整合のもの。
② 領収書等添付面	「領収書」「支払証明書」「A T M利用明細書」「郵便局払込票兼領収書」等が貼付されていること。 領収書等は、四方しっかりと貼付されていること（複写がスムーズにできること、保存年限に耐えうること）。 ×：折れているもの。
③ 「事業名、使途及び内容等」欄	領収書の但し書きだけでは説明が不十分な支出について、補足説明が記載されていること。 ×：領収書の但し書きと不整合のもの。
④ 「備考」欄	事務所費の按分率等、必要事項が、記載されていること。

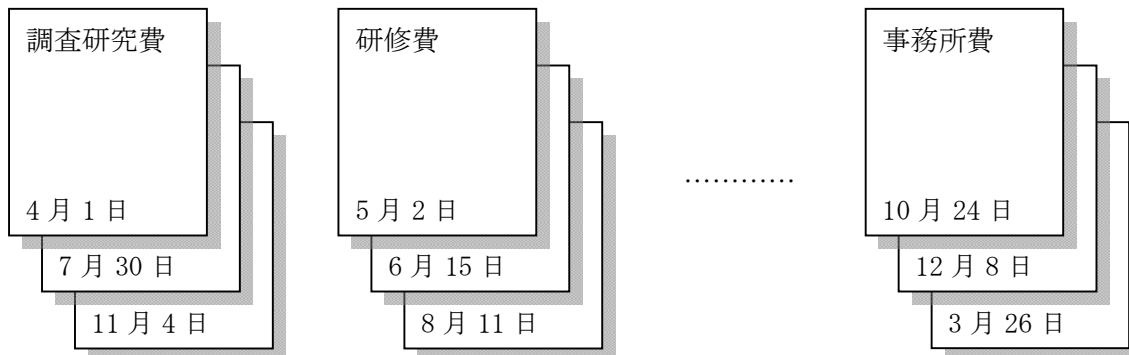
(2) 使途項目別の留意事項

項目	留意事項	
調査研究費	研究会	・「研究会の開催（又は参加）の年月日」が記載されていること。 ・「研究会の内容」が記載されていること。 ・「参加議員」が記載されていること。
	視察調査	・「視察調査期間」が記載されていること。 ・「参加議員」が記載されていること。 ・「調査先」が記載されていること。 ・「調査内容」が記載されていること。
	調査委託	・「調査の委託内容」が記載されていること。
研修費	・「研修会等の開催（又は参加）の年月日」が記載されていること。 ・「研修会等の内容」が記載されていること。 ・「参加議員」が記載されていること。	
要請陳情活動費	・「要請陳情の期間」が記載されていること。 ・「参加議員」が記載されていること。 ・「要請陳情先」が記載されていること。 ・「要請陳情内容」が記載されていること。	
会議費	・「会議の開催（又は参加）の年月日」が記載されていること。 ・「会議の内容」が記載されていること。 ・「参加議員」が記載されていること。	
資料作成費	・「作成した資料名（どのような資料かが分かるような）」が記載されていること。	
資料購入費	・「購入した図書名や資料名（どのような資料かが分かるような）」が記載されていること（原則、領収書の但し書きに記載）。	
人件費	・人件費を按分で支出している場合、「負担額及び按分率」が記載されていること。	
事務所費	・「負担額及び按分率」が記載されていること。	

(3) 政務活動費領収書等添付用紙を整理・提出する際の留意事項

以下のルールに従って整理し、提出すること。

- ① 使途項目ごとに分けること。
- ② 各使途項目においては、原則として日付順に並べること。



3 保管しなければならない書類

使 途	保 管 者	内 容	要 領 上 の 根 拠
全 般	会 派	会派所属議員に政務活動を分担させるため政務活動費を概算をもって交付した場合に議員から徴収する、政務活動実施期間、政務活動事項、概算見積額等を明示した <u>支出計画書</u>	第4条第1項
	会 派	会派が、会派の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合に、当該会派と関係団体等との間で、政務活動の目的、負担割合等を明らかにした書類	第4条第3項
	会 派	経理責任者が調製する書類（政務活動費に係る預金通帳、現金出納簿、収入支出伝票、支出に関する証ひょう等の書類）	第5条第1項
調 査 研 究 費	会 派 又 は 議 員	研究会を開催したとき、又は、他の団体が開催する研究会に参加したときの、 <u>当該会議に係る案内、資料等の書類</u>	第4条第5項
		視察調査のため市外に出張したときの <u>出張報告書</u>	第4条第6項
		調査委託の場合は、契約書と作成した資料等の実績	第4条第7項
研 修 費	会 派 又 は 議 員	研修会等を開催したとき、又は、他の団体が開催する研修会等に参加したときの、 <u>当該会議に係る案内、資料等の書類</u>	第4条第5項
広 報 広 聴 費	会 派 又 は 議 員	広報及び広聴活動に係る <u>資料記録等</u> （業務委託の場合は、契約書と広報紙等の実績）	第4条第8項
要 請 陳 情 活 動 費	会 派 又 は 議 員	要請陳情活動のため市外に出張したときの <u>出張報告書</u>	第4条第6項
会 議 費	会 派 又 は 議 員	会議を開催したとき、又は、他の団体が開催する会議に参加したときの、 <u>当該会議に係る案内、資料等の書類</u>	第4条第5項
資 料 作 成 費	会 派 又 は 議 員	政務活動費を使って作成した資料等（業務委託の場合は、契約書と作成した資料等の実績）	第4条第7項
人 件 費	¹ 会 派 ² 会 派 又 は 議 員	政務活動を補助する職員を雇用したときの、その者の氏名、性別、住所、生年月日及び雇用期間を記載した <u>補助職員雇用台帳</u> ¹ 、 <u>雇用契約書</u> ²	第4条第9項
（主 に） 事 務 所 費	会 派	物品のリース又はレンタル契約に係る、品名、契約先、契約期間、契約金額及び設置場所を記載した <u>借受台帳</u>	第4条第13項 第2号
	会 派	備品に係る、品名、購入年月日、購入価格及び設置場所、備品登録年月日、抹消登録年月日及びその理由を記載した <u>備品台帳</u>	第4条第13項 第1号、第2号
事 務 所 費	会 派 又 は 議 員	事務所の賃借料を支出する場合の賃貸借契約書	第4条第12項

4 収支報告書の作成・提出

(1) 収支報告書の作成・提出（条例第7条第1項及び要領第6条第1項）

政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別記様式（その1、その2）により、当該交付を受けた年度分の政務活動費について、収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、これを交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

また、収支報告書を提出するときは、収支報告書の備考欄に、主たる支出内容の金額を記載するものとする。

別記様式（その1）

年 月 日
札幌市議会議長 様
会 派 名
代表者名
政務活動費収支報告書について
札幌市議会政務活動費の交付に関する条例第7条の規定により別紙のとおり年度政務活動費収支報告書を提出します。

別記様式（その2）

政務活動費収支報告書		
		会派名
1 収 入		
政務活動費 _____ 円		
2 支 出		
（単位：円）		
科 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費		
広 報 広 聴 費		
要請陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費		
資 料 購 入 費		
人 件 費		
事 務 所 費		
合 計		
3 残 額 _____ 円		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

(2) 政務活動概要報告書の添付（要領第6条第2項）

会派の代表者は、収支報告書を提出するときは、当該年度の会派の政務活動の概要を記載した「政務活動概要報告書」（様式1）を添付するものとする。

様式1（赤字は記載例）

（様式1）記載例

		年 月 日	
（宛先）札幌市議会議長		会派名	
		代表者名	
政務活動概要報告書			
政務活動費に関する取扱要領第6条第2項の規定により		年度政務活動概要報告書を提出します。	
記			
1 調査研究活動			
〇〇研究会に参加	〇月〇日		
参加人数 〇人	講師 〇〇〇	会場	〇〇ホテル
〇〇に関する調査	〇月〇日～〇月〇日		
△△に関する調査	〇月〇日～〇月〇日		
2 研修活動			
〇〇研修会の開催	〇月〇日～〇月〇日		
参加人数 〇人	講師 〇〇〇	会場	〇〇ホテル
3 広報広聴活動			
〇〇報告会の開催	〇月〇日	参加人数 〇〇〇人	
	会場	〇〇ホテル	
〇〇パンフレットの作成	〇〇部		
〇〇広報誌の作成	〇〇部		
〇〇に関する意見交換会の実施	〇月〇日	参加人数 〇〇人	
	会場	〇〇集会所	
〇〇相談事業	〇月〇～〇月〇日	実施回数 〇〇回	
		相談件数 〇〇件	
		会場 〇〇、〇〇、〇〇他〇箇所	
4 要請陳情活動			
〇〇に関する要請	〇月〇～〇月〇日		
5 会議活動			
〇〇会議の開催	〇月〇日～〇月〇日	参加人数 〇〇人	
	会場	〇〇ホテル	

注 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(3) 領収書等の添付（条例第7条第3項及び要領第6条第3項）

収支報告書を提出する場合においては、領収書その他の証拠書類の写しを添えて、提出しなければならない。

添付する領収書等の写しは、条例別表に掲げる項目ごとに整理し、「政務活動費領収書等添付用紙」に貼付して提出するものとする。

※ 領収書等その他の証拠書類

「領収書」「レシート」「ＡＴＭ利用明細書」「郵便局払込票兼領収書」「支払証明書」

【資料編】

【資料編】

『札幌市議会政務活動費の交付に関する条例』

『札幌市議会政務活動費の交付に関する規則』

『政務活動費に関する取扱要領』

『札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱』

○札幌市議会政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 30 日

条例第 8 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項から第 16 項までの規定に基づき、札幌市議会における会派又は所属議員が行う調査研究、研修、広報広聴、市民相談、要請陳情、会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動並びに市民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費の一部として、議会における会派に対し、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象)

第 2 条 政務活動費は、札幌市議会における会派（所属議員が 1 人の場合を含む。以下「会派」という。）に対して交付する。

(交付額及び交付の方法)

第 3 条 会派に交付する政務活動費の月額は、40 万円に各月 1 日（議員の任期が開始する日の属する月にあつては、当該任期が開始する日。以下「基準日」という。）における当該会派の所属議員数を乗じて得た額とする。

2 政務活動費は、各四半期の最初の月の 10 日（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日にあたる場合は、順次これを繰り上げた日。次項において同じ。）に、当該四半期に属する月数分を交付する。

3 前項の規定にかかわらず、四半期の途中において議員の任期が満了する場合においては、当該四半期の最初の月から任期が満了する日の属する月の前月（当該任期が満了する日が月の末日である場合にあつては、その日の属する月）までの月数分の政務活動費を当該四半期の最初の月の 10 日に交付し、任期が開始する日の属する月から当該四半期の最後の月までの月数分の政務活動費については、当該任期が開始する日から起算して 10 日以内に交付する。

4 一四半期の途中において新たに結成された会派に対しては、結成された日の属する月の翌月（当該結成された日が基準日に当たる場合は、当月）から当該四半期の最後の月までの月数分の政務活動費を、当該結成された日から起算して 10 日以内に交付する。

- 5 基準日において議員の辞職、失職、除名若しくは死亡又は所属会派からの脱会があった場合は、当該議員は第1項の所属議員数に含まないものとし、同日において議会の解散があった場合は、当月分の政務活動費は交付しない。

(所属議員数の異動に伴う調整)

第4条 政務活動費の交付を受けた会派において一四半期の途中の基準日における所属議員数が増加した場合には、増加後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額と既に交付した政務活動費の額との差額を、当該基準日の属する月の10日(その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たる場合は、順次これを繰り上げた日)に交付する。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派において一四半期の途中の基準日における所属議員数が減少した場合には、当該会派は、既に交付を受けた政務活動費の額と減少後の所属議員数に基づいて算定した政務活動費の額との差額を返還しなければならない。

- 3 政務活動費の交付を受けた会派が、一四半期の途中において解散したときは、当該会派は、解散した日の属する月の翌月(当該解散した日が基準日に当たる場合は、その日の属する月)から当該四半期の最後の月までの月数分の政務活動費を返還しなければならない。

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第5条 政務活動費を充てることができる経費の範囲は、別表に掲げるとおりとする。

(経理責任者)

第6条 会派は、政務活動費の保管及び経理の状況を明確にするため、経理責任者を置かなければならない。

(収支報告書の提出)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、別記様式により、当該交付を受けた年度分の政務活動費について、収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を作成し、これを交付を受けた年度の翌年度の4月30日までに議長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、解散した日から30日以内に収支報告書を議長に提出しなければならない。

- 3 前2項の規定により収支報告書を提出する場合においては、使途の透明性の確保を図るため、領収書その他の証拠書類(以下「領収書等」という。)の写しを添えて、提出しなければならない。

(議長の調査)

第8条 議長は、政務活動費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

(政務活動費の返還)

第9条 その年度において会派が交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において第5条の経費の範囲内で当該会派が支出した額の総額を控除して残余がある場合には、当該会派は、当該残余の額を返還しなければならない。

(収支報告書の保存及び閲覧)

第10条 議長は、第7条の規定により提出された収支報告書及び領収書等の写しを、提出期限の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

- 2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書及び領収書等の写しの閲覧を請求することができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
2 札幌市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第2条中「費用弁償の額」の次に「、議会の会派に交付する政務調査費の額」を加える。

- 3 平成22年4月1日から平成23年5月1日までの間に交付することとなる政務調査費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に100分の95を乗じて得た額」とする。
4 平成26年7月1日から平成27年5月1日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に100分の95を乗じて得た額」とする。

- 5 令和 2 年 7 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 90 を乗じて得た額」とする。
- 6 令和 3 年 7 月 1 日から令和 3 年 7 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 60 を乗じて得た額」とする。
- 7 令和 3 年 8 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に交付することとなる政務活動費に係る第 3 条第 1 項の規定の適用については、同項中「得た額」とあるのは「得た額に 100 分の 90 を乗じて得た額」とする。

附 則(平成 14 年条例第 16 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 10 号)

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第 7 条及び第 10 条の規定は、施行日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書の提出、保存及び閲覧について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出、保存及び閲覧については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年条例第 1 号)

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 改正後の第 7 条第 3 項の規定は、施行日以後に交付する政務調査費に係る収支報告書の提出について適用し、施行日前に交付した政務調査費に係る収支報告書の提出については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年条例第 25 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 1 号)

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 1 号)

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書の政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正前の札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費のうち、施行日以降の分として交付された額については、改正後の札幌市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費とみなす。
- 3 前項の政務調査費のうち、施行日前までの分として交付された額に関する収支報告書の提出等に係る手続については、なお従前の例による。

附 則（平成 26 年条例第 30 号）

この条例は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年条例第 30 号）

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 20 号）

この条例は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年条例第 36 号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

項目	内容
調査研究費	会派又は所属議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に要する経費
研修費	1 会派又は所属議員が政務活動に必要な研修会等を行うために要する経費 2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う政務活動に必要な研修会等に参加するために要する経費
広報広聴費	1 政務活動、議会活動又は市政について市民に報告するために要する経費 2 政務活動、議会活動又は市政に関する市民の要望又は意見の聴取、市民相談等を行うために要する経費
要請陳情活動費	会派又は所属議員が要請陳情活動を行うために要する経費
会議費	1 政務活動に必要な会議を行うために要する経費 2 所属議員又は会派若しくは所属議員が雇用する職員が他の団体等の行う意見交換会等政務活動に必要な会議に参加するために要する経費
資料作成費	政務活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	政務活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
事務所費	政務活動に必要な事務所の設置及び維持管理に要する経費

年 月 日

札幌市議会議長様

会派名

代表者名

政務活動費収支報告書について

札幌市議会政務活動費の交付に関する条例第７条の規定により別紙のとおり 年度政務活動費収支報告書を提出します。

別記様式（その２）

政務活動費収支報告書

会派名

1 収入

政務活動費 円

2 支出

(単位：円)

科目	金額	備考
調査研究費		
研修費		
広報広聴費		
要請陳情活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
人件費		
事務所費		
合計		
3 残額	円	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

○札幌市議会政務活動費の交付に関する規則

平成 13 年 3 月 30 日

規則第 31 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請等)

第 2 条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、年度ごとに、政務活動費交付申請書（様式 1）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、政務活動費交付申請書に記載した事項に変更が生じたときは、政務活動費交付申請書記載事項変更届（様式 2）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

3 政務活動費の交付を受けた会派が解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届（様式 3）を議長を経由して市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第 3 条 市長は、政務活動費交付申請書の提出があった場合は、交付すべき年度分の政務活動費の額を決定し、当該額を政務活動費交付額通知書（様式 4）により当該会派の代表者に通知するものとする。

2 市長は、政務活動費交付申請書記載事項変更届に基づき、交付すべき年度分の政務活動費の額を変更した場合は、当該変更後の額を政務活動費交付額変更通知書（様式 5）により当該会派の代表者に通知するものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第 4 条 議長は、条例第 7 条の規定により提出された収支報告書の写し及び領収書等の写しを市長に送付するものとする。

(経理の方法)

第 5 条 政務活動費の交付を受けた会派は、次に定めるところにより、政務活動費に係る経理を行わなければならない。

(1) 会派の代表者が支出の決定を行うこと。

(2) 経理責任者は、会派の代表者が発行した収入支出伝票に基づいて出納を行うこと。

- (3) 経理責任者は、支払に当たっては、領収書を徴すること。ただし、領収書を徴し得ない経費について支払を行う場合には、会派の代表者が発行したその支払を証明する旨の書面をもってこれに代えることができる。
- (4) 経理責任者は、政務活動費専用の預金口座及び会計帳簿を調製し、その管理を適正に行うこと。

2 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、前項の規定により取り扱った会計帳簿等の書類を当該政務活動費に係る収支報告書の提出期限日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(期限の特例)

第6条 収支報告書の提出の期限が、札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日をもってその期限とみなす。

(委任)

第7条 条例第10条第2項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 札幌市議会各会派に対する調査研究費の交付に関する規則（昭和43年規則第72号）

(2) 札幌市議会各会派に対する調査研究費の交付に関する規則の施行細則（昭和43年規則第73号）

- 3 前項の規定による廃止前の札幌市議会各会派に対する調査研究費の交付に関する規則第1条の規定により交付された調査研究費に係る決算状況の報告については、なお従前の例による。

附 則（平成17年規則第20号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第15号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年規則第6号）

- 1 この規則は、平成25年3月1日から施行する。
- 2 改正前の札幌市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により行われた交付申請、交付決定及び交付請求のうち、平成25年3月分の政務調査費

に係る交付申請、交付決定及び交付請求については、改正後の札幌市議会政務活動費の交付に関する規則の規定により行われた政務活動費に係る交付申請、交付決定及び交付請求とみなす。

- 3 札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例（平成25年条例第1号）による改正前の札幌市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費のうち、平成25年2月までの分として交付された額に関する経理の方法については、なお従前の例による。

附 則（令和4年規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和7年規則第10号）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第7条の規定は、令和6年度以降の分として交付された政務活動費に係る札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）第10条第2項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧について適用し、令和5年度以前の分として交付された政務活動費に係る同項の収支報告書及び領収書等の写しの閲覧については、なお従前の例による。

様式 1

		年	月	日
(宛先) 札幌市長				
(札幌市議会議長経由)				
		会 派 名		
		代表者名		
政務活動費交付申請書				
札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第 2 条第 1 項の規定により、 下記のとおり申請します。				
記				
1	会派の名称			
2	会派結成年月日			
3	代表者名			
4	経理責任者名			
5	所属議員数	人(	年	月 日現在)
6	交付申請額	円		
	(年度分)			

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 2

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(札幌市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

政務活動費交付申請書記載事項変更届

札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第2項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 変更内容

区 分	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
会 派 の 名 称			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数	人	人	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 3

年 月 日

(宛先) 札幌市長

(札幌市議会議長経由)

会 派 名

代表者名

会派解散届

札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第2条第3項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 会派の解散年月日

年 月 日

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 4

	第	号
	年	月 日
様		
	札幌市長	印
政務活動費交付額通知書		
年	月	日
付けで提出のありました政務活動費交付申請書に基づき、下記のとおり決定しましたので、札幌市議会政務活動費の交付に関する規則第3条第1項の規定により通知します。		
記		
1	年度政務活動費交付決定額(年額)	
		円
	(月額	円)

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

様式 5

	第	号
	年	月 日
様		
札幌市長	印	
政務活動費交付額変更通知書		
年 月 日付けで提出のありました政務活動費交付申請 書記載事項変更届に基づき、下記のとおり決定しましたので、札幌市議会 政務活動費の交付に関する規則第3条第2項の規定により通知します。		
記		
1	年度政務活動費交付決定額(変更後の年額) 円 (年 月分から月額 円)	

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

○ 政務活動費に関する取扱要領

平成 17 年 3 月 24 日	議会改革検討委員会決定
平成 19 年 2 月 28 日	一部改正
平成 22 年 2 月 26 日	一部改正
平成 25 年 2 月 25 日	一部改正
令和 2 年 12 月 9 日	一部改正
令和 4 年 2 月 25 日	一部改正
令和 7 年 1 月 24 日	一部改正

(趣旨)

第 1 条 この要領は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 8 号。以下「条例」という。）に定める政務活動費の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(支出内容)

第 2 条 条例別表に掲げる項目ごとの支出内容は、次の表のとおりとする。

項 目	支 出 内 容
調 査 研 究 費	印刷製本費、調査委託費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
研 修 費	会場費、講師謝金、出席者負担金・会費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
広 報 広 聴 費	会場費、印刷製本費、茶菓子代、文書通信費、交通費等
要 請 陳 情 活 動 費	印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費等
会 議 費	会場費、印刷製本費、文書通信費、交通費、旅費、宿泊費、出席者負担金・会費等
資 料 作 成 費	印刷製本費、翻訳料、備品（消耗品）購入費・リース代等
資 料 購 入 費	図書購入費、新聞・雑誌購読料、有料データベース利用料等
人 件 費	報酬・日当、通勤費、社会保険料、雇用に伴う事務経費等
事 務 所 費	事務所の賃借料、維持管理費、文書通信費、備品（消耗品）購入費・リース代等

(支出対象外の経費)

第 3 条 政務活動費は、次に掲げる経費には支出することができない。

- (1) 餞別、慶弔、見舞等の交際費的経費
- (2) 飲食経費（会議等で提供する茶菓に係る経費を除く。）
- (3) レクリエーション経費
- (4) 選挙活動に要する経費

- (5) 政党活動に要する経費
- (6) 後援会活動に要する経費
- (7) 私的活動に属する経費
- (8) 政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 8 条の 2 に規定する政治資金パーティーに要する経費
- (9) その他、政務活動の目的に合致しない経費
（支出基準等）

第 4 条 会派が、会派所属議員に政務活動を分担させるため政務活動費を概算をもって交付する場合は、当該議員から、事前に政務活動実施期間、政務活動事項、概算見積額、使途内訳等を明示した支出計画を提出させるとともに、当該政務活動が完了したときは、領収書等の支出を証する書面を添えて精算を行うものとする。

- 2 政務活動費を支出する場合は、活動の実態に応じつつ、合理的な按分割合によるものとする。
- 3 会派が、会派の関係団体等と共同で政務活動を実施する場合は、当該会派と関係団体等との間で、政務活動の目的、負担割合等を明らかにして行うものとする。
- 4 市外に出張する場合の旅費の支出にあたっては、札幌市の旅費規程を準用するものとする。
- 5 政務活動に必要な会議（研究会、研修会等を含む。以下同じ。）を開催したとき、又は、他の団体が開催する政務活動に必要な会議に参加したときは、当該会議に係る案内、資料等の書類を会派若しくは所属議員において保管するものとする。
- 6 会派所属議員が、政務活動のため市外に出張したときは、速やかに出張報告書を作成し、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 7 作成した資料等は、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 8 広報及び広聴活動に係る資料、記録等は、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 9 政務活動を補助する職員を雇用したときは、その者の氏名、性別、住所、生年月日及び雇用期間を記載した補助職員雇用台帳を会派に備えるとともに、雇用契約書を作成し、会派又は所属議員において保管するものとする。
- 10 前項に規定する雇用補助職員のうち、専ら政務活動の補助業務に従事する職員を除き、政務活動の補助業務以外の活動にも従事している者に係る人件費を支出する場合は、政務活動の実態に応じて按分し、負担額を明らかにして行うものとする。
- 11 会派又は所属議員の事務所を政務活動の拠点として利用し、その事務所に係る経費を支出する場合は、政務活動の実態に応じて按分し、政務活動費の負担額等を明らかにして行うものとする。

12 前項に規定する事務所に係る経費のうち、事務所の賃借料を支出する場合は、賃貸借契約書を作成し、会派又は所属議員において保管するものとする。

13 備品の購入等に当たっては、次に定めるところによる。

(1) この要領における「備品」は、性質や形態を変えることなく、おおむね1年以上の耐用年数をもち、かつ1件の購入価格が税込み10万円以上の物品をいい、いずれかを満たさない物品は「消耗品」とする。

(2) 備品を取得したときは、品名、購入年月日、購入価格、設置場所、耐用年数、備品登録年月日、抹消登録年月日及びその理由を記載した備品台帳を会派に備えるものとする。また、物品をリース又はレンタル契約した場合は、品名、契約先、契約期間、契約金額及び設置場所を記載した借受台帳を会派に備えるものとする。

(経理責任者の責務等)

第5条 経理責任者は、政務活動費に係る預金通帳、現金出納簿、収入支出伝票、支出に関する証ひょう等の書類を常に整理し、適切に管理するものとする。

2 経理責任者は、政務活動費に係る支出に関する証ひょうを、条例別表に掲げる項目ごとに整理し、適切に管理するものとする。

(収支報告書等の記載)

第6条 会派の代表者は、条例第7条に定める収支報告書を提出するときは、収支報告書の備考欄に、主たる支出内容の金額を記載するものとする。

2 会派の代表者は、前項の規定による収支報告書を提出するときは、当該年度の会派の政務活動の概要を記載した政務活動概要報告書(様式1)を添付するものとする。

3 条例第7条第3項の規定により添付する領収書等の写しは、条例別表に掲げる項目ごとに整理し、政務活動費領収書等添付用紙(様式2)に貼付して提出するものとする。

(会派の取扱細則の制定)

第7条 会派は、この要領に基づき、政務活動費の取扱いに関して必要な運用基準及び支払手続等を定めて、政務活動費の適正な執行に努めるものとする。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成25年3月1日から施行する。

2 平成25年2月までの分として交付された政務調査費に関する収支報告書等の提出に係る手続については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(様式 1)

年 月 日

(宛先) 札幌市議会議長

会 派 名

代表者名

政務活動概要報告書

政務活動費に関する取扱要領第 6 条第 2 項の規定により 年度政務活動概要
報告書を提出します。

記

注 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を用いることができる。

(様式 2)

政務活動費領収書等添付用紙

使途項目	費	整理番号					
(領収書等貼付面)							
(事業名、使途及び内容等)							
(備考)							
		支出額小計	円				

○札幌市議会政務活動費収支報告書の閲覧等に関する要綱

平成18年11月28日 議長決裁
平成21年4月1日 一部改正
平成25年2月28日 一部改正
令和4年2月15日 一部改正
令和7年3月18日 一部改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第8号）第10条第2項及び同規則（平成13年規則第31号）第7条の規定による収支報告書及び領収書等の写し並びに政務活動費に関する取扱要領（平成17年3月24日議会改革検討委員会決定）第6条第2項の規定による政務活動概要報告書（以下「収支報告書等」という。）の閲覧並びに情報提供について必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 議会事務局長は、請求に応じて収支報告書等を閲覧に供するほか、市民への情報提供を推進するため、収支報告書等を複写したものを議会図書室に備え付け、一般の閲覧に供するものとする。また、政務活動費に関する情報を広報誌及びインターネットホームページに掲載するものとする。

(収支報告書等の閲覧)

第3条 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものと並びに収支報告書等を電子化したものの閲覧は、収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して90日を経過する日の翌日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する休日に当たるときは、その日の翌日）からすることができる。

2 議長は、前項の閲覧の実施に当たっては、札幌市情報公開条例（平成11年条例第41号）第7条各号に該当する情報を除き、閲覧に供するものとする。

3 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものの閲覧場所及び時間は、札幌市役所本庁舎15階の議会図書室において午前8時45分から午後5時15分までとする。

(閲覧業務を行わない日)

第4条 閲覧業務を行わない日は、札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）第1条第1項に規定する本市の休日とする。

(閲覧手続)

第5条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者及び収支報告書等を電子化したものをインターネット上で閲覧しようとする者（以下「閲覧者」という。）は、それぞれ次の各号に定める手続により閲覧することができる。

- (1) 収支報告書等を閲覧しようとする者は、政務活動費収支報告書等閲覧請求書（様式 1）により閲覧請求を行うこと。
 - (2) 収支報告書等を複写したものを閲覧しようとする者は、議会図書室利用の申し出を行うこと。
 - (3) 収支報告書等を電子化したものをインターネット上で閲覧しようとする者は、札幌市議会のホームページで閲覧申請を行うこと。
- （写しの交付）

第 6 条 収支報告書等の写しの交付は、札幌市情報提供推進要綱（昭和 63 年 12 月 19 日総務局長決裁）に基づき実施する。

（閲覧者の遵守事項）

第 7 条 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 閲覧場所には、危険物など他の者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
- (2) 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものは、ファイルから取り外さないこと。また、閲覧場所以外に持ち出さないこと。
- (3) 収支報告書等及び収支報告書等を複写したものは、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等を行わないこと。また、収支報告書等を電子化したものは、改ざん等を行わないこと。
- (4) 閲覧時間を遵守すること。
- (5) 閲覧場所では、音読、談話、飲食など他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
- (6) 閲覧手続には、正しい情報を申告すること。
- (7) 取得した情報を不適切な目的で利用及び流布しないこと。
- (8) その他係員の指示に従うこと。

（閲覧の中止又は禁止）

第 8 条 議会事務局長は、閲覧者がこの要綱に違反する場合は、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

（準用）

第 9 条 収支報告書等又は収支報告書等を複写したものの閲覧を行う際の議会図書室の利用については、この要綱に定めるもののほか、札幌市議会図書室管理規程（昭和 28 年市議会告示第 3 号）の関係規定を準用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 31 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 11 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 2 月までの分として交付された政務調査費に係る収支報告書等の閲覧及び情報提供については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 収支報告書等を電子化したもののインターネット上での閲覧申請は、令和 6 年 4 月以降の分として交付された政務活動費を対象とする。

様式 1

政務活動費収支報告書等閲覧請求書

(閲覧される方は、下記の事項にご記入願います。)

NO.

年 月 日	年 月 日
住 所	
氏 名	
閲覧を請求する収支報告書等 年度の収支報告書等 年度の収支報告書等 年度の収支報告書等 年度の収支報告書等	

平成19年11月28日 策 定
平成22年 4 月 1 日一部改正
平成22年 4 月 9 日一部改正
平成25年 3 月 1 日一部改正
平成25年 6 月12日一部改正
平成28年 4 月 1 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 7 月 1 日一部改正